

特別交付税の対象経費等について

問1 相手国関係者や選手等を招いてのレセプションパーティーを開催する場合、その経費は対象となるか。

答 当該パーティーで住民等との交流が行われるのであれば、対象となる。
ただし、食糧費は除く。

問2 管内の小中学校で、相手国を学ぶためのテキストを作成し、授業で使用した。このテキスト作成にかかる費用は対象となるか。

答 通常の授業の中で使用するものは、対象とならない。

問3 相手国で物産展を開催する場合、その経費は対象となるのか。

答 基本的には対象とならない。要綱第2の定義のとおり、スポーツの振興、教育文化の向上及び共生社会の実現を図るものが対象となる。

問4 「日本人オリンピック又はパラリンピアン」にOB、OGは含まれるのか。

答 含まれる。

問5 日本人パラリンピアンは、数も少なく、遠方からの移動や宿泊に特別な配慮が必要な場合もあって、住民等との交流が十分に行われていない。パラリンピック以外の国際障害者スポーツ大会の出場経験者や日本の障害者スポーツ全国大会の3位以内入賞者のように、障害のあるトップアスリートとの交流についても、対象に含めて考えてよろしいか。

答 さしつかえない。

問6 臨時的に職員を任用した場合、この職員の経費は対象となるか。

答 臨時的に任用する職員の任用経費は、原則として対象とならない。ただし、相手国・地域との調整に従事させるため、それに必要な資格・スキル（例：相手国での勤務経験等がある場合）を持つ者を臨時的に雇用するような場合は、対象となる可能性があるため、具体的に相談いただきたい。

問7 PR映像やパンフレット等のコンテンツ作成に要する経費は対象となるか。

答 一般的な広報で活用するものは対象外。

問 8 交流計画が実現不可能になった場合の計画の取り扱い。

答 (計画を変更してでも、計画を達成していただくことが一義であるが、) 実現不可能であることが確定した場合、当該計画は要綱の要件を欠缺したと認められることから、失効したものとして取り扱う。

問 9 交流計画の当初目的の達成が不可能になった場合、交付税の返還措置(翌年算定時における調整)はとられることになるのか。

答 交流計画の事業を着実かつ真摯に進めていた場合については、選手との交流ができなくなったことのみを以て、ただちに調整措置を行うことは想定していない。

問 10 特別交付税措置の対象となるのは、どの時点の予算なのか(当初予算のみなのか、随時の補正予算も対象となるのか)。

答 事業の実績額又は実績見込額を対象とするものであり、予算の計上が当初予算か補正予算かは関係がない。なお、総務省が実施する特別交付税の基礎数値照会において実績見込額を記載する場合は、提出時点で最大限精査した額を記載すること。

問 11 交流計画以前からの継続事業も特別交付税措置の対象となるのか。

答 継続事業であっても、その内容が、2020年オリパラに向けた交流事業であるものが盛り込まれる場合は、交流が大会後に実施される場合も含め、対象となる(単なる「看板の架け替え」は認められない)。ただし、ホストタウン登録後の事業(登録時期によっては翌年度以降)が対象となる。